

知的障害



知的障害は、学習面や適応能力の発達が遅れたり、脳に入った情報を分析したり、統合したりする活動全般において制限を受ける状態といわれています。

金銭管理、会話、買い物、家事など社会生活への適応に、援助が必要な人もいます。

知的障害者が困っていること

- 言葉による説明を聞くのは苦手で、漢字が多く複雑な文章は、理解しにくいです。
- 人にたずねたり、自分の意見を言うことが苦手だったり、伝えても明確に相手に伝わらないことがあります。
- 会社で他の社員となかなかなじむことができないなど、他人とのコミュニケーションがうまくいかないことがあります。
- 急なスケジュール変更に対応できずに、パニック行動が起こることがあります。



配慮の例

- 説明するときは、ゆっくり、ていねいに、写真や絵、ピクトグラムなどでわかりやすく伝えましょう。
- スケジュールの変更があるときは、前もって本人に伝えましょう。
- 作業では、プロセスを分割・整理し、できるだけ具体的かつ簡潔に伝えましょう。
- パニックを起こした場合は、落ち着ける静かな場所に案内しましょう。



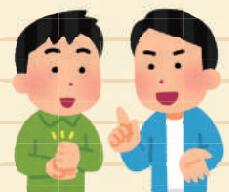
コラム

～周囲の人の助言が大切～

知的障害のある人は、「自分で情報を整理し、判断する力」や「ルールに合わせて行動する力」、すなわち「適応能力の弱さ」を持っています。

たとえば、「今日は暑い。だから半袖を着て行こう。」「雨が降りそうだな、傘を持っていこう。」と筋道を考えて、それを実行するのが難しかったりします。

このため、家族や周囲の人の助言が大切です。



発達障害



発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害(A D H D)、学習障害などがあります。同じ障害がある人でも、症状はさまざまであり、個人差があります。親の育て方は障害の原因ではなく、生まれつきの脳の機能障害によると考えられています。

発達障害者が困っていること・配慮の例

自閉症、アスペルガー症候群など(自閉症スペクトラム障害)

・人の表情や感情を理解することが苦手で、他人とのコミュニケーションが難しいです。自分の興味のあることには、集中力を発揮します。

⇒わかりやすく具体的に話すようにしたり(例:もう少し→あと○分)、絵や写真など実物のイメージがわかるものを見せて伝えましょう。



注意欠陥・多動性障害(A D H D)

・忘れ物が多い、時間や物の管理ができない、集中力が続かないなどの傾向があります。

⇒待合室などにおいて、気の散りにくい座席の位置を工夫したり、あらかじめわかりやすいルールを提示してみましょう。



学習障害(LD)

・読む、書く、計算するなど特定のできないことを除けば発達の遅れは見られないため、見過ごされることが多く、成長過程で自信をなくしてしまうことがあります。

⇒タブレットで文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすく工夫しましょう。



コラム

～温かい配慮を～

発達障害のある人には得意、不得意の差が大きく、総じて他人に理解されにくい傾向があります。

幼児期には、ちょっと違う「気になる子たち」と言われることもありますが、小学校に入学してからは、学校の授業や、友人関係の悩みなどが増え、うまく対応できないことで、問題が大きくなる場合があります。

ちょっとした配慮や工夫でうまくいくことがあることを知ってほしいです。



じゅうしょう しん しん しょう がい 重症心身障害



じゅうしょうしんしんしょうがい じゅうど したい ふ じゅう じゅうど ちてきしょうがい ちょうぶく しょうたい
重症心身障害は、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態をいいます。
にちじょうせい かつ しゃ かい せい かつ ぼ めん えん じょ もと
日常生活や社会生活のさまざまな場面で、援助が求められます。

じゅうしょうしん しん しょうがい しゃ こま 重症心身障害者が困っていること

- 自分の考えを上手に伝えることができなかつたり、伝えても明確に伝わらないことがあります。
- 食べ物を鼻から胃へ注入する管をつけたり、呼吸が難しく、人工呼吸器をつけるなど、医療的ケアの必要な人がいます。
- 専用の大きな車いすで移動するため、外出時には利用可能なエレベーターやスロープなど、バリアフリーの経路を確保するのが難しいことがあります。
- トイレを利用する際、多目的トイレにベビー用のおむつ交換台があっても成人用のおむつ交換用ベッドがなく、介助者が交換に時間を要することがあります。



はい りよ れい 配慮の例

- 電車やバスの乗降時などで困っているときは、周囲の人が手伝って車いすを持ち上げるなどの配慮をしましょう。
- 体温調整がうまくできないことも多いので、空調の調節などで、急な温度変化を避けるようにしましょう。



コラム

くるま り よう しゃ こえ ～車いす利用者の声～

いち ぶ じゅうしょうしん しん しょうがい じ からだ ちい し よう
一部の重症心身障害児は、体が小さいため、ベビーカーなどを使用している場合があります。電車で移動しているときなど、ベビーカーを畳んで
ひざ うえ すわ こん なん こ ようくるま
膝の上に座らせることが困難なため、「バギー(子ども用車いす)マーク」をつけるなどの工夫もしています。車いすでの移動と同様であることを理解して
かい
解してください。



せい しん しょう がい 精神障害



せいしんしょうがい げんいん だいひょうてき せいしん しっかん どうごうしつちようしょう びょう きぶんしょうがい そうきよくせいしょうがい やくぶつ
精神障害の原因となる代表的な精神疾患には、統合失調症、うつ病などの気分障害、双極性障害、薬物
いぞんしょう ふあんしょうがい びょうじょう ちようき にちじょうせい かつ しゃかいせい かつ
をはじめとした依存症、不安障害などがあります。病状によっては、長期にわたり、日常生活や社会生活に
そうとう せいげん う ひと
相当な制限を受ける人がいます。

せいしんしょうがい しゃ こま 精神障害者が困っていること

- がいけん まわ ひと しょうがい りかい こりつ びょうき かく
外見からは、周りの人に障害を理解されにくいことがあり、孤立したり、病気を隠
したりすることがあります。
- しょうがい じょうきょう じゆぎょう おおぜい ひと あつ さい じょうちよ ふ あんてい
障害の状況によっては、授業など大勢の人が集まる際に、情緒不安定になってし
まうことがあります。
- よわ しんしん つか けいこう
ストレスに弱く、心身が疲れやすい傾向があります。



はい りよ れい 配慮の例

- むり はげ ほんにん ちゆうい
無理な励ましは本人のストレスになることがあるので注意しましょう。
- ほんにん きもちとペースを大切にしましょう。
- きんむ さい たんじかん きんむ はじ じよじよ きんむ じかん えんちよう つうきん
勤務の際には、短時間勤務から始め、徐々に勤務時間を延長したり、通勤ラッシュを
さ 避けられるように出退勤時間を工夫しましょう。
- いせい ふたん かん ばあい どうせい てんいん しょくいん たい
異性とのコミュニケーションに負担を感じてしまう場合には、同性の店員や職員が対
おう はいりよ
応するなどの配慮をしましょう。



コラム

ひ てい ～まずは否定せずに～

せいしんしょうがい ひと おお どうごうしつちようしょう げんちよう げんかく お
精神障害のある人に多い統合失調症では、幻聴・幻覚が起きますが、これは
ほんにん げんじつ つね ふあん きんちよう なか お
本人にとっては「現実」であり、常に不安や緊張の中におかれます。
せいしんしょうがい ひと せつ さい あたま ひ てい
こうした精神障害のある人と接する際は、まずは頭ごなしに否定するのでは
なく、ひと おも う と うえ ひと おな め せん
その人の思いを受け止めてほしいです。その上で、その人と同じ目線
よ そ せつめい おも
で、やさしく寄り添って説明してほしいと思います。



しょうがい かん れん いち れい
障害に関連するマークの一例

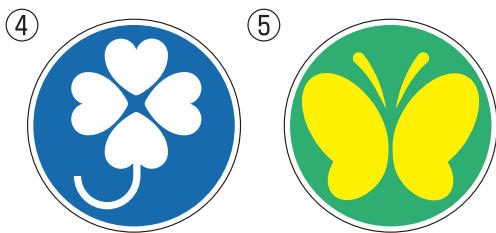
これらのマークを
 つけた人が困っている
 場合は、声をかけま
 しょう。

とう じ しゃ ちゃくよう ひょうじ
当事者が着用・表示するマーク



- ① ヘルプマーク
 ※義足や人工関節を使用している人、内部障害や
 難病患者、妊娠初期の人などが対象
- ② ハート・プラスマーク
 ※内部障害のある人が対象
- ③ 耳マーク
 ※聴覚障害のある人が対象
 (使用例)窓口で相談前に表示

くるま ひょうじ
車に表示するマーク



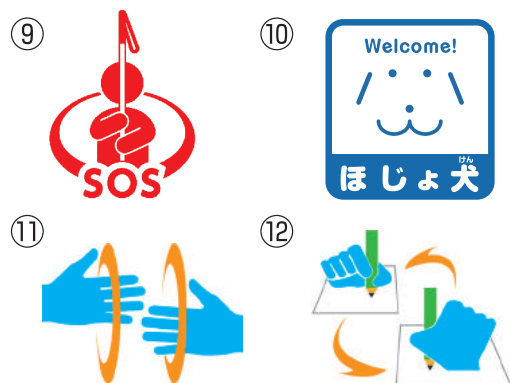
- ④ 身体障害者標識 ⑤ 聴覚障害者標識
 ・肢体不自由／聴覚障害であることを理由に
 免許に条件を付されている人が運転する車
 に表示するマーク
 ※いずれも表示は努力義務

たてもの ひょうじ
建物に表示するマーク



- ⑥ 障害者のための国際シンボルマーク
 ⑦ 盲人のための国際シンボルマーク
 ⑧ オストメイトマーク
 ・障害のある人(⑦は視覚障害のある人、
 ⑧は人工肛門、人工ぼうこうのある人)に
 配慮した建物、施設であることを表示す
 るマーク

ふ きゅう けい ほつ
普及・啓発のためのマーク



- ⑨ 「白杖SOSシグナル」シンボルマーク
 ⑩ ほしよ犬マーク
 ⑪ 手話マーク、⑫ 筆談マーク
 ・(使用例)窓口で対応可能な旨を表示

しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう 「障害者差別解消法」とは？

しょうがい り ゆう さ べつ 障害を理由とした差別をなくすために

しょうがいしゃ さ べつ かい しょう ほう へい せい ねん がつ ほりつ くに し ちょう ぞん ぎょう せい き かん かい しゃ
障害者差別解消法は、平成28年4月からスタートした法律で、国や市町村といった行政機関や、会社やお
みせ みん かん し ぎょう しゃ しょうがい ひと たい しょうがい り ゆう さ べつ き ぎだ
店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とした差別」をなくすための決まりごとを定
しょうがい ひと たが じん かく こ せい ぞん ちょう あ きょう せい
めています。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生
しゃ かい もくてき
できる社会をつくることを目的としています。

たい しょう しょうがい ひと 対象となる「障害のある人」とは？

しん たい しょうがい ち てき しょうがい せい しん しょうがい はつ たつ しょうがい ふく しん しん き のう しょうがい しょうがい
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、そのほか心身の機能の障害があり、障害や
しゃ かい てき しょう へき にち じょう せい かつ しゃ かい せい かつ こん なん ひと しょうがい しゃ て ちょう
社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていな
ひと ふく
い人も含まれます。

しょう がい り ゆう さ べつ 障害を理由とする差別とはどんなこと？

たとえば...

くるま り よう
車いすを利用していることを理
ゆう
由に、レストランなどへの入店を
ことわ
断った。



たとえば...

しょうがい つた
障害があることを伝えると、そ
れを理由にスポーツクラブなど
にゆう かい ことわ
への入会を断った。



たとえば...

しょうがい つた
障害があることを伝えると、そ
れを理由にアパートなどの部屋
か
を貸さなかった。



たとえば...

こう づう き かん し かく しょうがい ひと
交通機関で視覚障害のある人
しつもん
から質問されたが、わかるよう
せつめい
に説明しなかった。



たとえば...

さい がい ひ なん じょ ちょう かく しょうがい
災害避難所で聴覚障害がある
つた ひつ よう じょう
ことを伝えられたが、必要な情
ほう おん せい ていきよう
報を音声のみで提供した。



たとえば...

やく しょ かい ぎ まね しょうがい
役所の会議に招かれた障害の
ひと はい りよ もと なん
ある人に配慮を求めたが、何の
はい りよ
配慮もしなかった。



たとえば...

ほん にん む し かい じょ しゃ し えん
本人を無視して、介助者や支援
しゃ つ そ ひと はな
者、付き添いの人だけに話しか
けた。



たとえば...

ほ ご しゃ かい じょ しゃ いっ しょ
保護者や介助者が一緒にいな
みせ はい
いと、お店に入れないようにし
た。



たとえば...

しょうがい り ゆう がっ こう
障害があることを理由に、学校
じゅ けん にゆう かく きよ ひ
の受験や、入学を拒否した。



みなとく 皆さんに取り組んでほしいこと

たとえば...

てん ぽう でい ぐち てん ない だん さ
店舗の出入り口や店内の段差
かいしょう
を解消する。



たとえば...

ちやうかくしょうがい ひと ひつ だん しゅ
聴覚障害のある人に、筆談や手
わ おんせい い がい ほう ほう
話など音声以外の方法でコミュ
ニケーションを取る。



たとえば...

しょうがい ひと ひろう きんちやう
障害のある人の疲労や緊張な
どに配慮し、間仕切りや休憩ス
ペースを設ける。



たとえば...

もう どう けん ほ じょ けん やく わり り
盲導犬など補助犬の役割を理
かい かい いっしょ はい てん ぽう じぎやう
解し、一緒に入れる店舗や事業
しょ ふ
所を増やす。



たとえば...

ち てきしょうがい はつ たつしょうがい ひと
知的障害、発達障害のある人に
せつめい え す つか
説明するときは、絵や図なども使
ってなるべく具体的に表現する。



たとえば...

ちやう じ かん た ま
長時間立ったままで待つことが
こんなん ひと しゅうい り かい
困難な人には、(周囲の理解を
え うえ
得た上で)いすなどをを用意する。



たとえば...

しょうがい とく せい はいりよ せつめいしょ
障害の特性に配慮し、説明書な
どの文字を大きくしたり、ふり仮
な ち
名をつけたりする。



たとえば...

しょうがい ひと たい さ べつ
障害がある人に対しては、差別
へんけん も ただ り
や偏見を持つことなく、正しく理
かい せつ
解して接する。



たとえば...

し かくしょうがい ひと えき
視覚障害のある人が、駅のホー
ムで線路へ転落しないよう、危
ないときには声をかける。



たとえば...

い どう じ かん ひと
移動に時間がかかる人がいる
ば あい こじん さ り
場合は、個人差があることを理
かい むり いそ
解して、無理に急がせないよう
にする。



たとえば...

こま よう す しょうがい
困っている様子の障害のある
ひと て つだ ひつ よう たず
人には、手伝いが必要か尋ねて
から、協力を申し出る。



たとえば...

せい しん しょうがい ち てきしょうがい はつ たつしょうがい
精神障害、知的障害、発達障害
がある人などと話すときには、
「ゆっくり・はっきり・ていねい
に」話す。



各種相談窓口

しょうがいしゃ さ べつ かいしょう かん そうだん 障害者差別解消に関するご相談

| ぶ しょ umei 部署名 | しょ ざい ち 所在地 | でん わ ばん ごう ファックス 電話番号/FAX |
|---------------------|--|------------------------------------|
| しょうがいふくし か 障害福祉課 | 〒660-8501 あまがさき し ひがしなまつちよう ちよう め ほん ごう 尼崎市東七松町1丁目23番1号 ほんちようみなみかん かい 本庁南館1階 | ☎ 06-6489-6750 FAX 06-6489-6351 |



しょうがいふくし しょうがいしゃ ぎやくたい かん そうだん 障害福祉サービス・障害者虐待に関するご相談

| ぶ しょ umei 部署名 | しょ ざい ち 所在地 | でん わ ばん ごう ファックス 電話番号/FAX | び こう 備考 |
|--------------------------------|---|------------------------------------|--|
| ほく ぶしょうがいしゃ し えん か 北部障害者支援課 | 〒661-0012 あまがさき し みなみつかくちちよう ちよう め ほん ごう 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 つかくち ほんかん かい 塚口さんさんタウン1番館5階 | ☎ 06-4950-0374 FAX 06-6428-5118 | こう べ せん さかい なん ぼく JR神戸線を境に南北 にわかれています。 すま ちいき そうだん お住いの地域の相談 まどぐち そうだん 窓口にご相談くださ い。 |
| なん ぶしょうがいしゃ し えん か 南部障害者支援課 | 〒660-0876 あまがさき たけ や ちよう ちよう め ほん ち 尼崎市竹谷町2丁目183番地 で や しき かい 出屋敷リベル5階 | ☎ 06-6415-6246 FAX 06-6430-6803 | |

しょうだん し えん じ ぎようしよ 相談支援事業所

| し せつ umei 施設名 | しょ ざい ち 所在地 | でん わ ばん ごう ファックス 電話番号/FAX | おも たいしいう しょうがい 主に対象とする障害 |
|--|--|--|--|
| ち いききようせい 地域共生スペース ぶりば | 〒661-0033 あまがさき し みなみも この そう ちよう め 尼崎市南武庫之荘11丁目1-8 | ☎ 06-6433-2320 FAX 06-6433-3320 | しん たいしいうがい 身体障害 |
| サポートセンター さくら | 〒661-0953 あまがさき し ひがしその た ちよう ちよう め 尼崎市東園田町4丁目101-3 き かく ない エア-企画内 | ☎ 06-6430-9225 FAX 06-6491-3837 | せいしんしょうがい 精神障害 |
| ち いき せい かつ し えん 地域生活支援センター ポルタ | 〒661-0022 あまがさき し お はまちよう ちよう め 尼崎市尾浜町2丁目32-7 | ☎ 06-4256-7993 FAX 06-4256-6997 | せいしんしょうがい 精神障害 |
| あまがさき し りつ しん たいしいうがいしゃ 尼崎市立身体障害者 ふくし 福祉センター | 〒661-0024 あまがさき し さん たん だ ちよう ちよう め 尼崎市三反田町1丁目1-1 あまがさき し きょういっく しょうがいふくし ない 尼崎市教育・障害福祉センター内 | ☎ 06-6423-2600 FAX 06-6423-0054 ☎ 06-6423-0210 FAX 06-6423-0054 | しん たいしいうがい 身体障害 ち てきしょうがい しょうがい じ 知的障害/障害児 |
| せいこう えん ななくさ清光園 | 〒663-8001 にしのみや し た じか の ちよう 西宮市田近野町8-1 | ☎ 0798-56-1700 FAX 0798-56-1701 | ち てきしょうがい しょうがい じ 知的障害/障害児 |
| さん だ や ちりようきょういっく いん 三田谷治療教育院 ちりようきょういっく しつ 治療教育室 | 〒659-0015 あし や し くの きちよう 芦屋市楠町16-5 | ☎ 0797-22-5025 FAX 0797-22-7885 | ち てきしょうがい ばつ たつ しょうがい 知的障害/発達障害 しょうがい し 障害児 |

あまがさき し しょうがいしゃ さ べつ かいしょう けい はつ

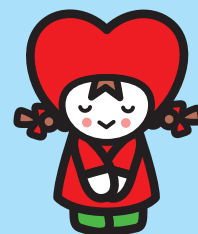
尼崎市障害者差別解消啓発パンフレット

はつ ころ あまがさき し けん ころ ふく し きょくしょうがい ふく し か
発行：尼崎市健康福祉局障害福祉課

じゅうしよ あまがさき し ひがしなまつちよう ちよう め
住所：尼崎市東七松町1丁目23-1

でん わ ファックス
電話：06-6489-6750 FAX：06-6489-6351

へんしゅう あまがさき し しょうがいしゃ さ べつ かいしょう し えん ち いききょうぎ かい
編集：尼崎市障害者差別解消支援地域協議会



尼崎市(あまがさき)
シティプロモーション
マスコット あまっこ